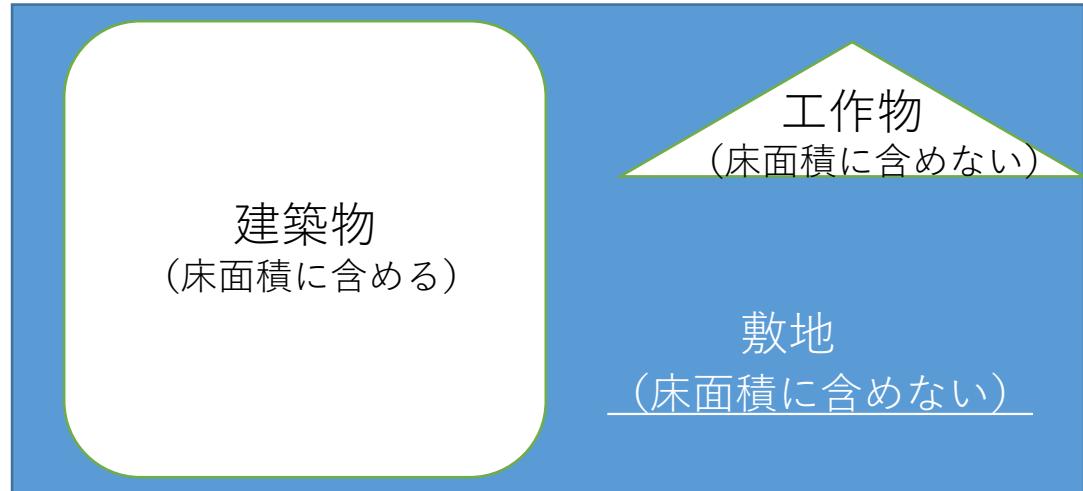


時短要請対象施設かどうかの判断基準 (協力金金額の算出にかかる面積の考え方ではありません)

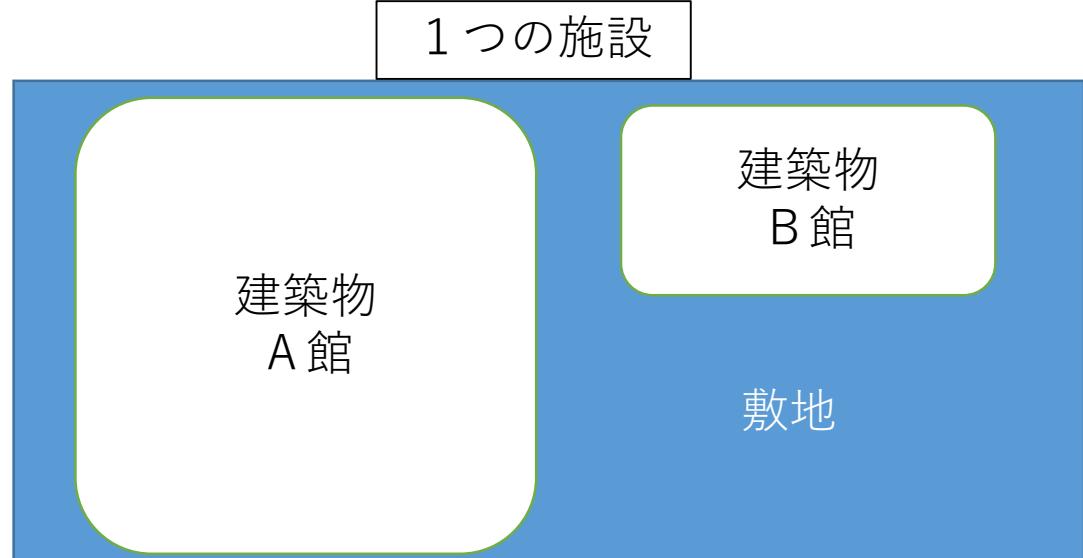


【基本的な考え方】

時短協力要請対象である施設に所在する建築物において、事務スペース等の売場面積以外も含んだ床面積が

- ◆ 1000m²超 ⇒ 時短要請対象
- ◆ 1000m²以下 ⇒ 時短要請対象外

※協力金の算定に係る面積ではないことに注意！



【1つの施設における敷地内に複数建築物がある場合】

それらの建築物の床面積を合計して

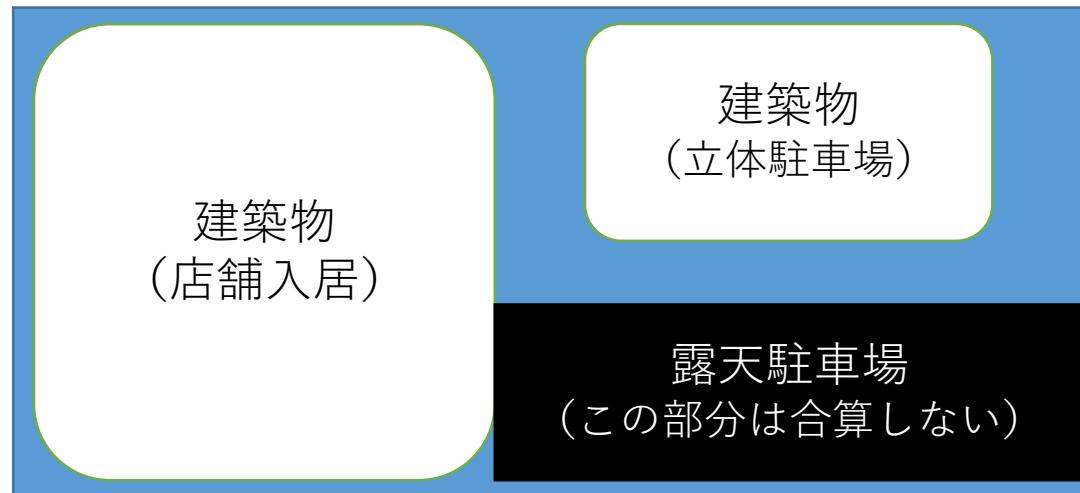
- ◆ 1000m²超 ⇒ 時短要請対象
- ◆ 1000m²以下 ⇒ 時短要請対象外

※1つの施設敷地内に複数の建築物が存在する場合であっても、複数の施設であると考えられる場合にはこの限りではない。

《左の例の場合》

同一敷地内でA館とB館がある場合、各館の床面積を合計する。

時短要請対象施設かどうかの判断基準 (協力金金額の算出にかかる面積の考え方ではありません)

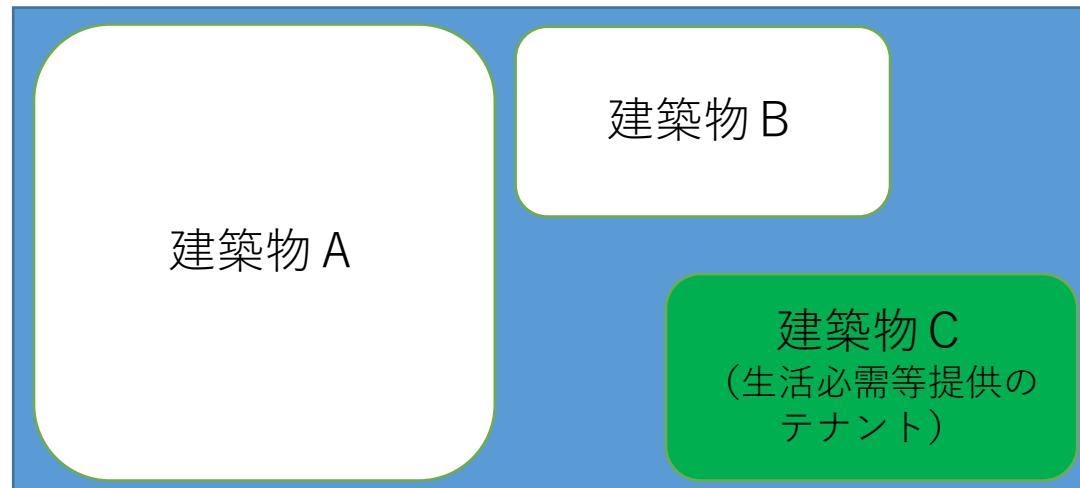


【同一の敷地内に駐車場がある場合、駐車場が】

- ①立体駐車場の場合・・・建築物として合算
「店舗入居の建築物 + 立体駐車場」が

- ◆ 1000m²超 ⇒ 時短要請対象
- ◆ 1000m²以下 ⇒ 時短要請対象外

- ②露天駐車場の場合・・・合算しない。



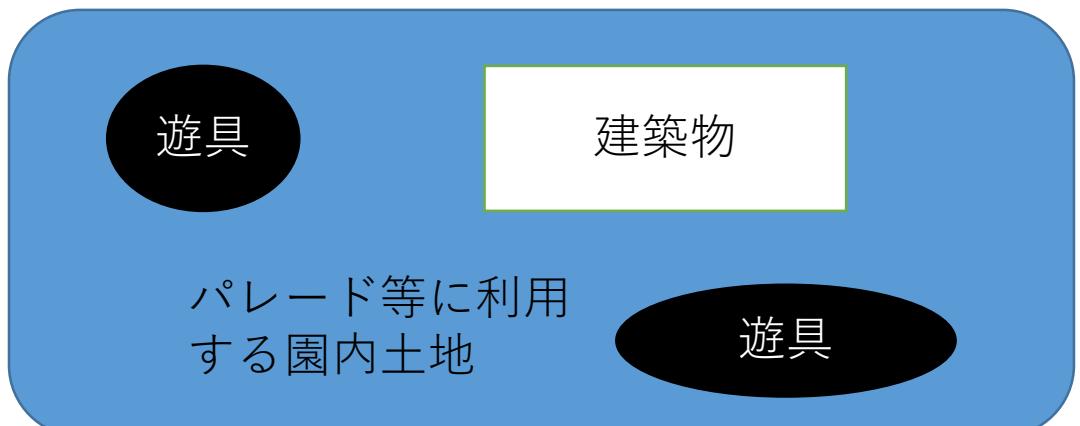
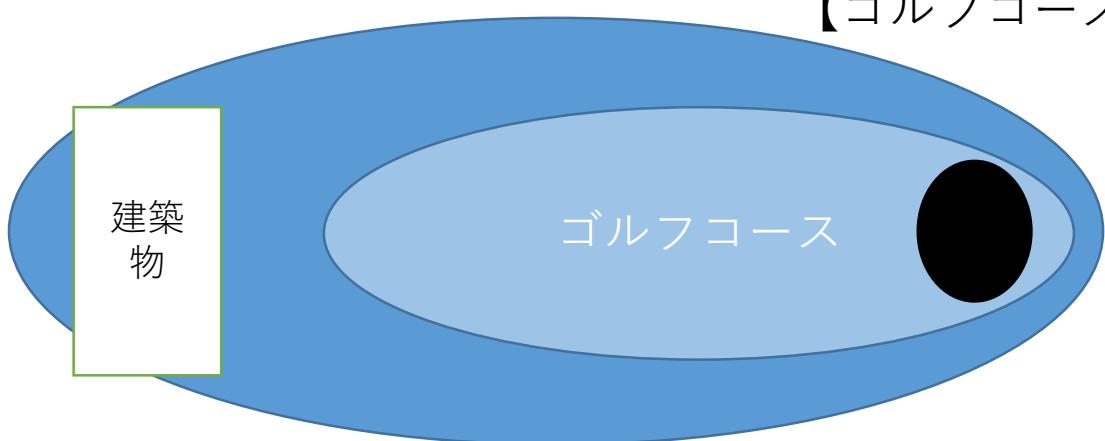
【施設管理者が存在するショッピングモール、アウトレットモールなど】

それぞれの建築物の床面積を合算し (A + B + C) 、

- ◆ 1000m²超 ⇒ 時短要請対象
- ◆ 1000m²以下 ⇒ 時短要請対象外

ただし、生活必需品・サービスを提供するテナントは、時短要請の制限はからない（営業して可）

時短要請対象施設かどうかの判断基準 (協力金金額の算出にかかる面積の考え方ではありません)



【ゴルフコース】 建築物（クラブハウス等）の床面積が
◆ 1000m^2 超 ⇒ 時短要請対象
◆ 1000m^2 以下 ⇒ 時短要請対象外
(コースの面積は含まれない。)

ただし、時短要請の対象はゴルフ場全体
(クラブハウス等の建築物、ゴルフコース) となる。

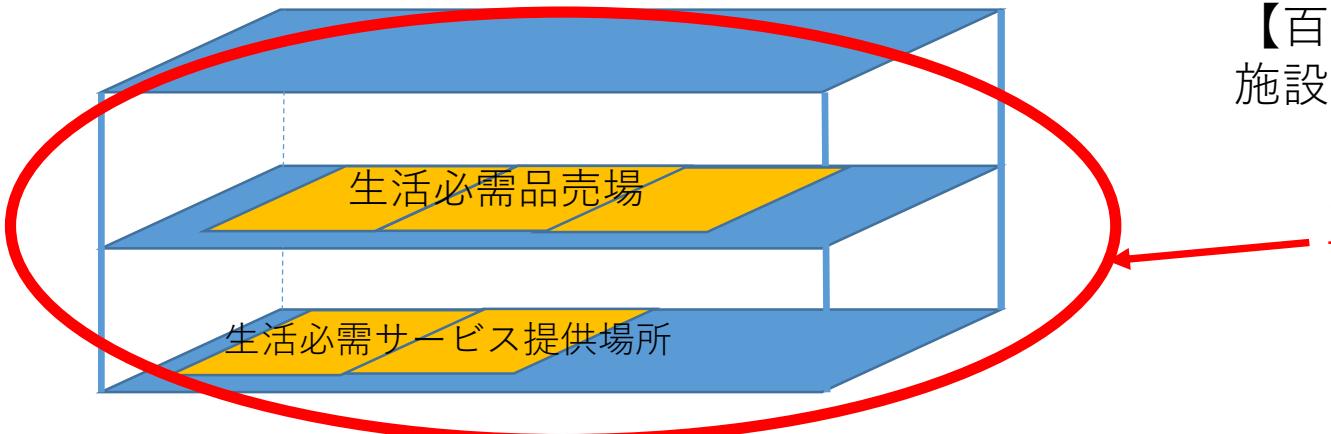
※あくまで時短要請の対象施設かどうかの判断であり、協力金支給の対象となるか否かは別途

【テーマパーク、遊園地】 建築物の床面積が、
◆ 1000m^2 超 ⇒ 時短要請対象
◆ 1000m^2 以下 ⇒ 時短要請対象外
(園内土地等の面積は含まれない)

ただし、時短要請の対象は全体（建築物、遊具・アトラクション、園内土地）となる。

※あくまで時短要請の対象施設かどうかの判断であり、協力金支給の対象となるか否かは別途

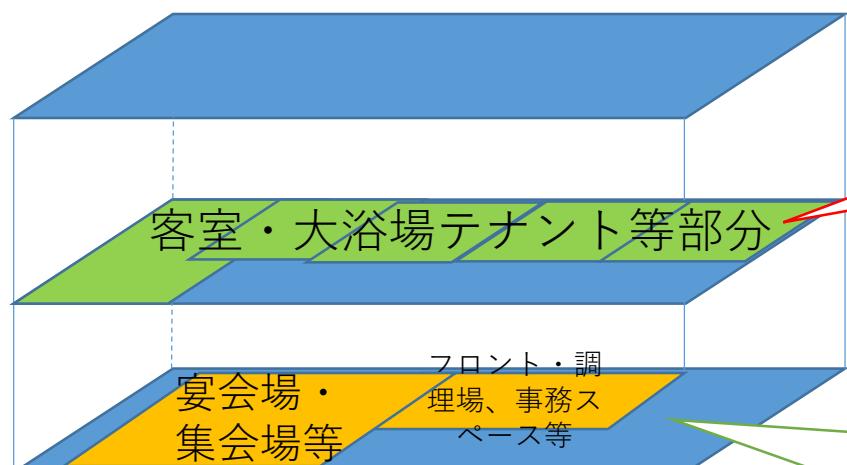
時短要請対象施設かどうかの判断基準 (協力金金額の算出にかかる面積の考え方ではありません)



【百貨店やマーケット等の施設において、
施設管理者が存在し複数のテナントが入居する店舗】

管理対象である店舗全体が時短要請対象

※要請対象施設かどうかを判断する場合は、生活必需品売場や生活必需サービス提供場所も含んで考えるが、時短要請そのものについては生活必需・サービス以外について行うものであることから、生活必需関連部分が営業することは差し支えない。



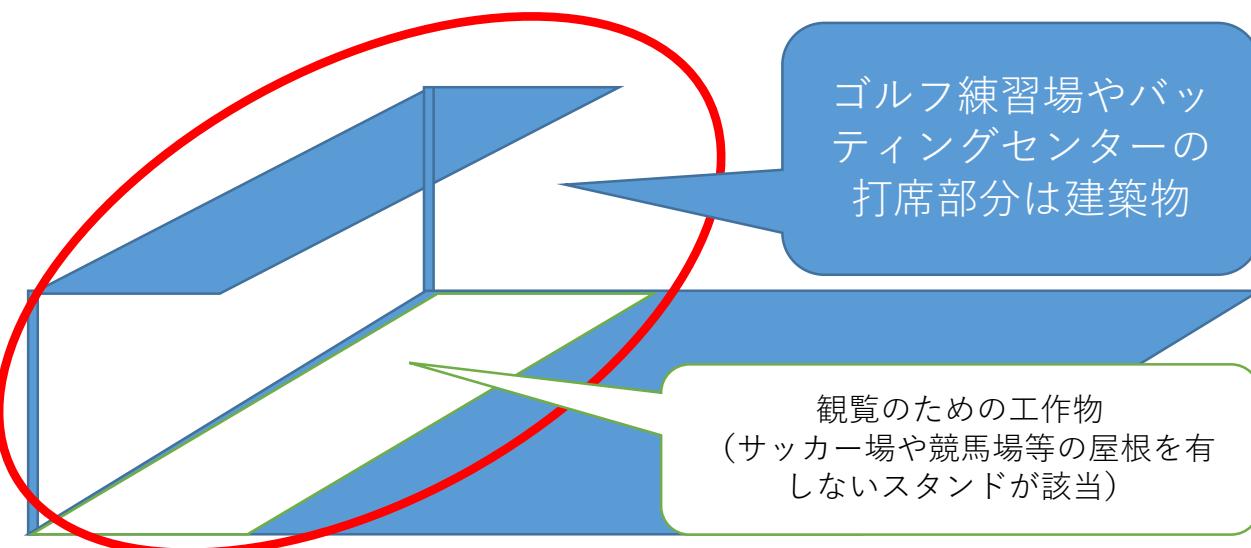
客室、大浴場、テナント店
等の床面積は合算しない

集会場・宴会場等として機能
するうえで必要な個所の床面
積を合計する。

※ロビー、移動通路、控室、フロン
ト・調理場等の事務スペース等を合算

1000m²超なら
時短要請対象

時短要請対象施設かどうかの判断基準 (協力金金額の算出にかかる面積の考え方ではありません)



建築物とは、

- ・土地に定着している工作物のうち、屋根と柱、もしくは屋根と壁で構成されているもの（これに類する構造のものを含む）

【参考：建築物に扱われないものの例】

- ・貯蔵槽等の施設（受水槽、浄化槽等でポンプ室、電気室等が含まれないもの）
- ・屋根の天幕、ビニール、すだれ等でふいたもので取り外し自由なもの
- ・仮設トイレ（仮設トイレのうち、隨時かつ任意に移動できるもの）
- ・土地に自立して設置する太陽光発電設備のうち、メンテナンス時以外人が架台下に立ち入らず、架台下の空間を物品の保管等の屋内の用途に供しないもの
- ・鉄道等の運転保安施設、跨線橋、プラットホームの上駅（駅舎、待合所は建築物である）